



海と太陽とみどりの中で
ひとが輝きまちが輝く湘南・茅ヶ崎

茅ヶ崎市における 広告に関する基本方針(改訂版)

平成 29 年 2 月

目次

1	広告事業の目的	1
2	広告全般に関する基本的な考え方	1
3	定義	1
4	広告の範囲	1
5	広告事業ごとに定める事項	2
6	屋外広告物について	2
7	広告媒体ごとの基準	2
8	広告媒体と契約等の基本的な考え方	3
9	使用料と広告料について	3
10	広告料の定め方について	3
11	広告の募集について	4
12	広告契約等の方法について	4
13	事業実施にあたっての相談先について	4
14	事業実施までの基本的な流れ	5
15	ネーミングライツの募集について	6

1 広告事業の目的

市の財産を広告媒体として民間企業等の広告を掲載し、広告料を徴収するなど市の新たな財源を確保することにより、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とします。

2 広告全般に関する基本的な考え方

市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬため、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければなりません。

3 定義

- (1) 広告媒体 以下に規定する市の財産のうち広告掲載が可能なものをいいます。
 - ① 市が発行する刊行物及び印刷物
 - ② 市のホームページ
 - ③ 市の財産（動産・不動産）
 - ④ アからウまでに掲げるもののほか、広告媒体として活用できる市の財産
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいいます。
- (3) 屋外広告物 屋外広告物法第2条第1項の要件を満たすものをいいます。

4 広告の範囲

掲載する広告は、次のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝に係るもの
- (4) 社会問題化している事項に関するもの
- (5) その他掲載する広告として妥当でないと認められるもの

5 広告事業ごとに定める事項

広告事業実施にあたっては、広告の種類ごとに必要な事項を所管課が要綱で定めるものとします。

要綱の内容については、趣旨、定義、広告の範囲、広告の規格、広告の枠数、広告掲載の期間、広告掲載者の募集、広告掲載の申込み、広告掲載の決定、広告掲載の契約方法、広告原稿の作成及び提出、広告料、広告内容、デザイン等の審査及び協議、広告内容等の変更、広告掲載の取り消し、広告料の返還等、広告主の責任、委任等を定めるものとします。

6 屋外広告物について

屋外広告物（屋外に掲出・設置される広告物）については、本市の景観まちづくり施策推進の観点から、原則として自動車等の外面を利用するもの以外は、広告媒体から除くこととします。

7 広告媒体ごとの基準

広告媒体の性質に応じて、要綱で定める事項以外に、広告内容及びデザイン等に関する個別具体の基準が必要な場合は、所管課が別途基準を定めることができることとします。

8 広告媒体と契約等の基本的な考え方

広告掲載にあたっては、広告掲出する媒体が、市有財産（行政財産）であるものを除き、双務契約（当事者の双方が互いに対価的な債務を負担する契約）を結ぶこととします。

契約の方法は、地方自治法、地方自治法施行令及び茅ヶ崎市契約規則に定めのあるもの以外の部分については、民法等の私法に従うこととなります。

【広告媒体の種類と契約等の種類】

広告媒体の種類		契約等の種類
	その他の広告媒体	双務契約
地方自治法（財産）	物品	
	市有財産	行政財産の目的外使用許可 ^{*1}
	普通財産	
	行政財産	

9 使用料と広告料について

広告掲出により徴収する使用料及び広告料の取扱いは、次のとおりです。

- ・行政財産への広告掲出 → 目的外使用料 → 使用料
- ・私法上の双務契約による広告掲出 → 広告料 → 諸収入（雑入）

10 広告料の定め方について

使用料以外の広告料の定め方については、当該行政財産の性質及び広告媒体として、その価値を考慮するとともに、新たな自主財源の確保を踏まえ、市場価格に可能な限り準じた適正な金額を定めることとします。

^{*1} 茅ヶ崎市市有財産規則に則り、申請に対して使用許可を行います。

11 広告の募集について

広告の募集は、原則公募とし、広報ちがさき、市ホームページ等に次の内容を掲げるものとします。なお、募集期間については、概ね1ヶ月とします。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の範囲及び基準
- (3) 広告の掲載規格
- (4) 募集する広告の枠数
- (5) 広告の掲載料
- (6) 募集期間
- (7) その他必要な事項

12 広告契約等の方法について

広告契約等は、広告媒体の性質や広告内容を考慮し、次の5つの方法により行うこととします。

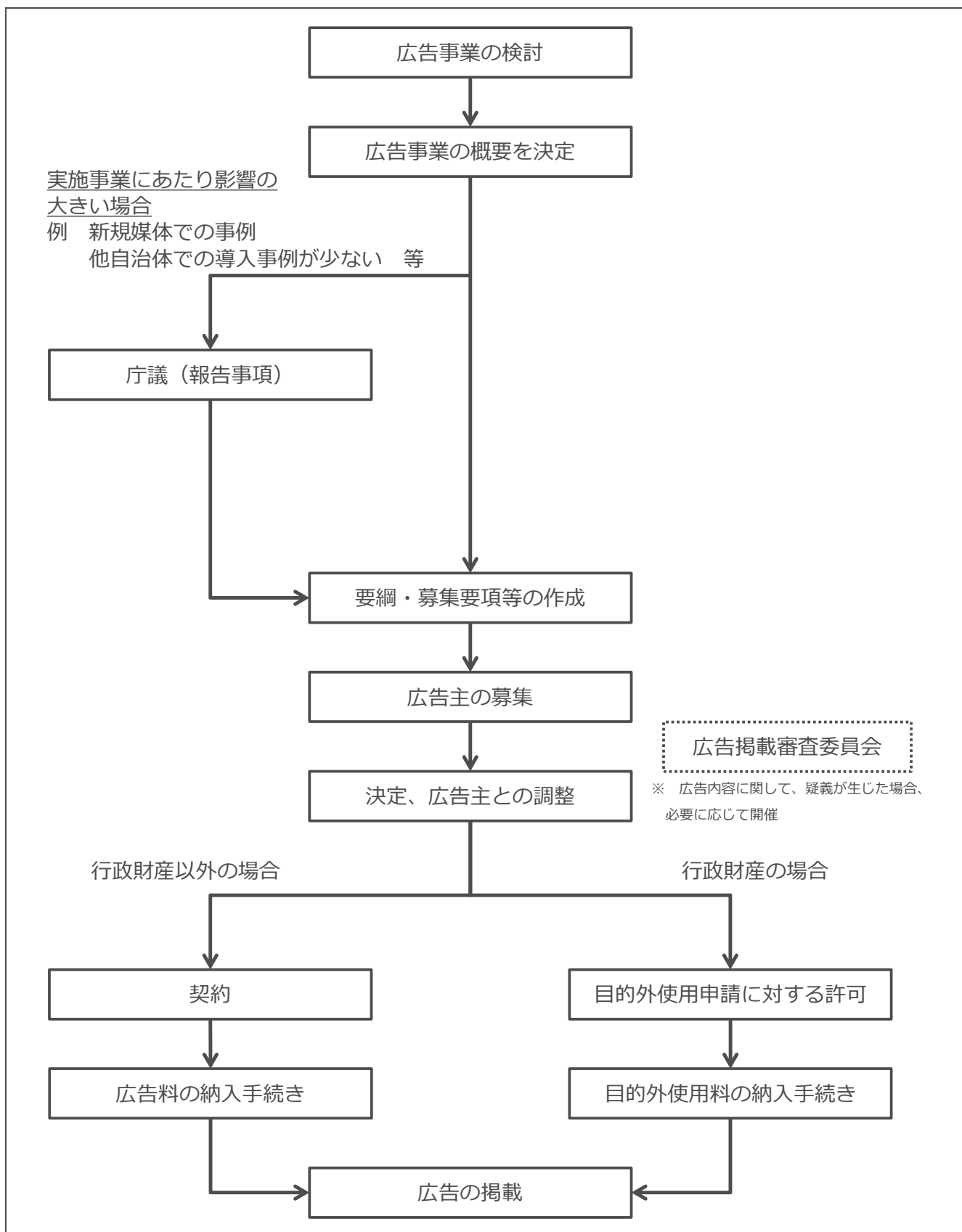
- (1) 一般競争入札
- (2) 指名競争入札
- (3) 随意契約
- (4) せり売り
- (5) 行政財産への広告は目的外使用申請による許可

13 事業実施にあたっての相談先について

各課が事業を実施するにあたり、相談先となる課は次のとおりとします。

- | | |
|----------------------------|-----------|
| (1) 行政財産への広告について | 財務部用地管財課 |
| (2) 広告付きの物品、備品及び刊行物の購入について | 財務部契約検査課 |
| (3) 屋外広告物への広告について | 都市部景観みどり課 |
| (4) 市ホームページ掲載について | 企画部秘書広報課 |
| (5) 広告事業全般について | 企画部企画経営課 |

14 事業実施までの基本的な流れ



15 ネーミングライツの募集について

本方針の目的に資するため、また、市有施設の持続可能な運営に資するため、本市と民間企業等との契約により、市有施設に愛称を付与させる代わりに、本市にその対価を支払う民間企業等を募集することができることとします。

ネーミングライツの募集に関することは、別に定めるものとします。

